

DB簡易基準の見直しに係る省令改正 (DB)

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金 財政運営

適格年金 資産運用

退職金 会計基準

DC その他

ご参考にDB年金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

意見募集¹されていた標記につき省令²が改正されました。意見募集時にご案内した内容³から実質変更ありません。平成24年3月末の適格退職年金の廃止を見据え、DB年金への移行の事務簡素化のための措置です。

(施行日：平成22年9月14日)

| DB簡易基準 | 改正前 | 改正後 |
|----------------------------|---------------|-------------------------------|
| 適用対象 | 300人未満 | 500人未満へ拡大 |
| 地方厚生(支)局長への委任事項(規約変更の認可権限) | 名称・所在地変更等 | 簡易な基準に基づく確定給付企業年金の規約の変更を新たに委任 |
| 年金数理人の確認 | 平成24年3月末まで省略可 | 当分の間、省略可 |

1 意見募集の結果

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495100065&Mode=2>

2 確定給付企業年金施行規則

3 [年金ニュースNo.214](#)

☞改正後のDB簡易基準の概要は次頁ご参照



DB簡易基準の概要(改正後)

- ・ 計算基準日における加入者数が500人に満たない確定給付企業年金が対象。
- ・ 掛金の額は、一定の簡易な基準に基づいて計算することが可能。
- ・ 毎事業年度末の財政検証等について特例を受けることができる。

掛金額の算定(施行規則第52条)

計算基準日における加入者の数が500人に満たない確定給付企業年金の掛金の額は、次に定めるところにより計算することができる。

基礎率は、予定利率および予定死亡率のみとすること

(ただし、給付額がキャッシュバランスプランによる方法またはキャッシュバランスプランを組み合わせた方法により計算される場合には、その再評価に用いる指標の予測を用いること)

予定利率は、下限予定利率以上4.0%以下の範囲内とすること

予定死亡率は、積立上限額の算定方法における予定死亡率(施行規則第62条)とすること

支給開始後は、給付の額の改定を行わないこと

障害給付金を支給しないこと

遺族給付金を支給する場合は、その額が老齢給付金の保証期間の残存期間において支給する給付の額の現価に相当する額または脱退一時金の額以下となっていること

最低積立基準額(施行規則第65条)

本来の定めにかかわらず、以下の計算方法により計算された額とすることができる。

(直前の財政計算の計算基準日における最低積立基準額) × (その事業年度の末日における数理債務の額) ÷ (直前の財政計算の計算基準日における数理債務の額)

積立上限額(施行規則第66条)

本来の定めにかかわらず、以下の計算方法により計算された額とすることができる。

(直前の財政計算の計算基準日における積立上限額) × (その事業年度の末日における数理債務の額) ÷ (直前の財政計算の計算基準日における数理債務の額)

以上